

(略)

東京都監査委員	鈴 木 章 浩
同	小 山 くにひこ
同	茂 垣 之 雄
同	後 藤 靖 子
同	小 粥 純 子

令和 6 年 7 月 3 1 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、警視庁江東運転免許試験場（以下「本件試験場」という。）において、対価等を受け取ることなく特定の団体に広告ポスターの掲示を許していることは不当に公金の賦課又は徴収を怠るものであるなどとして、得られるはずであった対価等の金額の損害賠償請求をすること等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当に公金の賦課・徴収を怠る等の財務会計上の行為等があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

1 対価なしに広告ポスターの掲示を許しているとの主張について

請求人は、本件試験場内における広告ポスターの掲示（以下「本件掲示」という。）は経済的価値の大きなものであり、対価なしに本件掲示を許すことは公金の賦課又は徴収を怠る事実にあたる旨主張する。

この点、裁判例によると、法第 2 4 2 条第 1 項にいう「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」については、公金の賦課又は徴収をするためには法令上の根拠が必要であるところ、これを欠く場合には、そもそも公金を賦課又は徴収することができないの

であるから、「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」があるとは言えないとされている（大阪地方裁判所平成15年4月17日判決参照）。

これを本件についてみると、本件試験場内においてポスター等を掲示する場合は、同試験場に係る秩序維持等の庁舎管理の観点から、警視庁庁舎管理規程（昭和57年警視庁訓令甲第27号）の定めるところに従う必要があるものの、上記裁判例にいうような、広告料その他の広告物の掲示に係る対価を徴収しなければならないとする法令上の根拠は見当たらないことから、請求人の上記主張は、公金の賦課又は徴収を怠る事実を摘示したものとは言えない。

2 本件掲示に当たり広告入札等を実施しなかったとの主張について

請求人は、本件掲示は経済的価値を有するのであるから広告入札等を実施すべきであり、それをしなかったことは、本件試験場という財産の管理を怠ったものであると主張していると解される。

この点、判例によると、法第242条第1項にいう「財産の管理」とは、地方公共団体の財産の管理行為のすべてが財務会計行為としてこれに該当するものではなく、その行為のうちで、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為がこれに該当するものというべきであるとされている（最高裁判所平成2年4月12日判決参照）。

これを本件についてみると、上記1のとおり、警視庁が本件掲示を認めるかどうかは、本件試験場に係る秩序維持等の庁舎管理に関する事柄であり、同試験場の財産的価値の維持、保全を図ることを直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には該当しないことから、請求人の上記主張は、財産の管理を怠る事実を摘示したものとは言えない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。